

花憩庵デイケアセンター運営規程

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団創生会が設置する花憩庵デイケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援状態にある利用者においては生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 花憩庵デイケアセンター
- (2) 所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦 4 6 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1名
従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 作業療法士・理学療法士又は看護師 1名以上
通所リハビリテーション計画に基づき事業の提供にあたる。
- (3) 介護職員 4名以上
通所リハビリテーション計画に基づき事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日40名とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴サービス
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 居宅と事業所間の送迎
- (6) リハビリマネジメント

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）」によるものとする。

2 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ①事業所から片道15キロメートル未満 500円
- ②事業所から片道15キロメートル以上 700円

(2) 食費 700円／日（昼食代600円、おやつ代100円）

(3) その他 実費（予防接種代、おむつ代など）

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、金ヶ崎町、奥州市及び北上市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該

利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第20条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとする。また、業務体制を整備するとともに認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 事業所は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団創生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成23年6月1日から施行する。

この規程の改定は、平成24年2月1日から施行する。

この規程の改定は、平成25年6月1日から施行する。

この規程の改定は、平成25年10月1日から施行する。

この規程の改定は、平成26年1月1日から施行する。

この規程の改定は、平成26年6月1日から施行する。

この規程の改定は、平成26年11月1日から施行する。

この規程の改定は、平成27年8月1日から施行する。

この規程の改定は、令和2年3月1日から施行する。

この規程の改定は、令和3年5月1日から施行する。

この規程の改定は、令和4年4月1日から施行する。